

令和 5 年度 伝統的工芸品魅力向上事業

企画提案募集要領

令和 5 年 7 月 12 日

那覇市経済観光部
商工農水課

1 募集概要

(1) 事業の名称

令和 5 年度伝統的工芸品魅力向上事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業目的

本事業は、新型コロナウイルス感染症拡大により、売上が低迷している本市 5 つの伝統的工芸品産地組合（壺屋焼、首里織、琉球びんがた、琉球漆器、三線）を対象とした販路拡大、情報発信、売上向上に資する取組等の支援を行い、生産性向上に寄与し成功事例の創出を後押ししながら、伝統工芸産業の活性化を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

別紙 1 令和 5 年度伝統的工芸品魅力向上事業 業務委託仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和 6 年 2 月 29 日（木）までとする。

(5) 受託者選定方法

本件は、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定するものとする。

(6) 見積上限額

30,000,000 円（消費税及び地方消費税込み）

(7) 募集等の主なスケジュール

ア 公募開始日	令和 5 年 7 月 12 日（水）
イ 質問受付期間	令和 5 年 7 月 12 日（水）～7 月 26 日（水）まで
ウ 質問回答	適宜本市 H P にて公開
エ 提案書提出期限	8 月 14 日（月）午後 5 時 15 分
オ プレゼンテーション	8 月中旬
カ 契約日	8 月下旬

2 応募資格

本事業に参加できる者は以下の条件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定のいずれにも該当しないこと。
- (2) 会社更正法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申し立て又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (3) 那覇市の指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (5) 市町村税を完納していること。
- (6) 参加しようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等

に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条及び那覇市暴力団排除条例（平成 24 年条例 1 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員、反社会的勢力並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。那覇市が警察署等に照会することについて承諾できること。

(7) 経営内容や業務実績等から本事業の業務を支障なく遂行できること。

(8) 那覇市内に本社若しくは支店又は営業所を有する事業者であること。

3 質問事項

質問事項を記入し、電子メールで提出すること。なお、電話での質問は受け付けない。

質問メール送信時、必須記載内容は次のとおり。

- (1) 件名「令和 5 年度伝統的工芸品魅力向上事業に関する質問」
- (2) 会社名、会社所在地。
- (3) 担当者名、連絡先電話番号、メールアドレス。
- (4) 質問事項（仕様書、募集要領対応ページも記載すること。）

質問期限：7 月 26 日（水）

宛 先：k-syou001@city.naha.lg.jp

回 答：適宜本市HPにて公開

4 協力連携事業者について

本事業を実施するにあたり、他に協力できる事業者と連携して業務を行うことができる。ただし、協力連携事業者は、本事業の応募者となること及び他の応募者の協力連携事業者となることは認められない。

なお、協力連携事業者は「2 応募資格」記載の(1)～(7)までの要件を満たすものとする。

5 提案書作成及び提出

(1) 提出書類

- ア 参加申請書兼誓約書（様式 1）
- イ 提案提出書（様式 2）
- ウ 企画提案書（様式なし。作成の際は別紙 2「企画提案書作成要領」参照）
- エ 見積書（様式 3）※見積額は、消費税 10%で積算すること。
- オ 見積明細書（様式 4）
- カ 協力連携事業者予定調書（様式 5）※協力連携予定事業者がいる場合のみ。
- キ 会社概要（様式 6）
- ク 業務実績調書（様式 7）※過去 3 年分の実績にかかる契約書の写しを添付すること。

と。

ケ 定款

コ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※発行から 3 か月以内のもの

サ 直近の市町村税の完納（滞納が無いこと）を証明する書類

シ セルフチェックリスト（別紙 3）

※協力連携事業者においては、キ、ク、ケ、コ、サを必要とする。

(2) 形式

ア 企画提案書は表紙を除いて 15 ページ以内とする。詳細は別紙 2 参照。

イ 各書類は、押印箇所全てに代表者印を押印した上で、ア～シの順で A4 フラットファイルに編綴し、書類毎にタブを貼付すること。

ウ 正本 1 部と、正本の PDF データ（CD、DVD-ROM 等。USB 不可）を提出すること。
ファイル表面には、事業者名・タイトル等の記載・貼り付けは行わないこと。

エ カタログ等がある場合は、企画提案書とは別にバインダー等に綴じ、1部を提出すること。提案内容を説明する重要事項は、企画提案書にその旨記述すること。

(3) 提出期限

令和 5 年 8 月 14 日（月）午後 5 時 15 分必着（書類郵送も含む）

※提出期限を過ぎた企画提案書は受け付けない。

(4) 提出方法

直接商工農水課窓口へ持参又は書類郵送

※電子メール又は FAX によるものは受け付けない。

(5) 提出先

〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 6 階 商工農水課

※受付は午前 9 時～午後 5 時 15 分（正午～午後 1 時は除く）。

※閉庁日（土日、祝日）は受付不可。

6 提案審査評価に関する事項

(1) 審査方法

書類審査及びプレゼンテーション審査により選定する。応募者が 6 者以上ある場合は、一次審査（書類審査）を行い、二次審査（プロポーザル審査）に付す 4 者程度を選定することとする。

(2) プレゼンテーション日時及び場所

日時：令和 5 年 8 月中旬

場所：那覇市役所 本庁舎

※日時、場所については申請受付後、別途通知する。

(3) プレゼンテーション実施内容

提案説明：15 分以内

質疑応答：10 分以内

(4) 評価の前提

提案見積額が事業費上限額を超えている場合や、提案履行内容に合理性がなく著しく業務仕様と離れている場合は、評価の対象外とする。

(5) 評価項目・傾斜配分率

評価項目
1 企画提案コンセプトについて
2 各産地組合の状況把握について
3 販路拡大支援について
4 売上向上に資する取組
5 情報発信について
6 事業管理について
7 実績及び優位的事項について
8 その他独自提案
9 総合評価
10 価格点

(6) 評価結果の通知

選定結果を受け、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定後、全提案事業者あてに通知する。また、那覇市ホームページに優先交渉権者の名称を掲載する。

(7) その他

- ア プレゼンテーションの順番については、企画提案書を受け付けた順とする。
- イ プレゼンテーションは、提出された提案書に基づき補足して行うもので、当日の内容の変更及び資料の追加は認めない。
- ウ プロジェクタ、スクリーンを用いる場合は事務局で用意するが、P C 等その他プレゼンテーションに必要となる物は提案者にて持参すること。
- エ 市役所本庁舎駐車場は有料です。ご利用の際は、提案者にて料金を負担すること。

7 受託事業者の決定及び契約

(1) 企画提案の確定について

- ア 優先交渉権者選定後、当市は、契約締結に向けて優先交渉権者と協議を行うが、優先交渉権者の選定をもって優先交渉権者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。

- イ 協議に置いて、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加、変更及び削除（以下「追加等」という。）を行った上で、本契約の仕様に反映させることができる。ただし、追加等を行う場合は、審査結果に影響を与えない範囲で行う。

(2) 協議の成立

- ア 優先交渉権者との協議が成立した場合は、契約の締結を進める。
- イ 優先交渉権者との協議が成立しない場合は、次点者と順次、協議を開始する。
- ウ 協議が成立したものを以下「受託候補者」という。

(3) 見積書の徴取について

- ア 契約時は、受託候補者から協議後の企画提案に係る費用の見積書を改めて徴取する。
- イ 見積金額は、原則として企画提案時に提出した見積上限額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書の項目に追加等があった場合はこの限りではない。

(4) 契約期間（履行期間）

契約締結日から令和6年2月29日（木）まで

(5) 契約締結にあたっての主な留意事項

- ア 本事業に係る受託経費の使途については、その根拠となる証憑を整理し、本事業の終了日の属する年度の翌年度から5年間保存すること。
- イ 本事業の再委託については、発注者の承認を要件とする。

8 提案の無効に関する事項

次の項目に一つでも該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- (2) 一つの事業者が複数申請したとき。
- (3) 書類等に虚偽の記載がある提案。
- (4) 所定の日時及び場所に提案書等を提出しないとき。
- (5) 誤字または脱字等により意思表示が不明確な提案。
- (6) その他、本事業に関する条件に違反したとき。

9 留意事項

- (1) 支援を行う産地組合については、事前に十分な調整を行うこと。
- (2) 支援を行う各産地組合の売上増加（令和4年度比で10%以上の増加）に繋がる取組等の提案を本公募の対象とする。
- (3) 提案に使用する言語は日本語表記とする。
- (4) 企画提案書に関連する事項については後日、ヒアリングを行うことがある。
- (5) 本事業の提案に係る経費は、提案者の負担とする。
- (6) 提出された全資料の所有権は市にあるものとし、提出された資料の返却はしない。

- (7) 提出された企画提案書の著作権は応募者に属する。市が提案者に無断で他の目的に使用することはない。
- (8) 受託事業者選定に関する審査評価内容及び経過等については公表しない。

10 問い合わせ先

那覇市役所 経済観光部 商工農水課 商工振興グループ（本庁6階）

TEL:098-951-3212 FAX:098-951-3213

E-Mail:k-syou001@city.naha.lg.jp 担当：安田、照屋